

## 公益財団法人栃木県産業振興センター広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広告媒体を活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することで公益財団法人栃木県産業振興センターの自主財源を確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 広告媒体 以下に規定するもののうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 公益財団法人栃木県産業振興センターが発行する印刷物

イ 公益財団法人栃木県産業振興センターが管理するホームページ

ウ 公益財団法人栃木県産業振興センターの公有財産及び物品

エ その他広告の媒体として活用できるもので公益財団法人栃木県産業振興センター理事長

(以下「理事長」という。)が適当と認めるもの

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 社会問題についての主義主張

(5) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの

(6) 美観風致を害するおそれのあるもの

(7) 個人の名刺広告

(8) その他広告媒体に掲載する広告として理事長が不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載基準については栃木県広告掲載基準を準用するものとする。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、理事長が行う。

2 広告の規格、掲載期間等、広告の募集にあたって必要な事項は、理事長が個別に定めるものとする。

(県民への周知)

第5条 広告掲載について広く県民に周知するため、広告掲載に際しては、広告である旨を広告媒体の一部に掲載するものとする。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。